

市内の空き物件を活用して新店舗を開設する方に**改修工事費の一部**を補助します。(条件等は裏面をご覧ください。)



【加算補助金】

「桐生市中心市街地情報登録制度」に登録されている物件を活用する場合は、補助対象経費を限度に、基本補助金に**10万円**加算します。(下記二次元コード参照)

桐生市

新店舗開設促進事業補助金

- ① 中心市街地内(※)での新店舗開設 (補助額 上限: 100万円)
- ② 中心市街地外での新店舗開設 (補助額 上限: 50万円)

※本町一~六丁目、末広町、錦町等の市が指定した特定地域



ホームページ



※必要書類の確認
はこちらから

登録物件



問合せ先: 桐生市 産業経済部 商工振興課 商業金融担当
TEL: 0277-46-1111 (内線 583) E-mail: shoko@city.kiryu.lg.jp

桐生市新店舗開設促進事業補助金

市内の空き物件（店舗、事業所、工場、住宅等）を活用して新店舗を開設する方に
改修工事費の1/2を補助します。

◆補助対象者（次の全てに該当する方）

- ・個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に法人登記を置くもの（予定を含む）。
- ・市税を滞納していないもの。

◆補助要件（次の各要件に該当する事業）

- ・当該年度末までに開業できること。
- ・市指定の経営相談の専門家から、事業計画の妥当性に関する診断を受け、「可」の判断を受けること。
- ・原則週4日以上営業すること。（夜間17時～5時までの間のみの営業は対象外）
- ・3年以上継続して事業を行うこと。
- ・出店地域の商店街団体に加入すること。（中心市街地内への出店者のみ）
- ・過去3年以内に本補助金および空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金の交付を受けていないこと。

◆補助対象経費

- ・新店舗開設に要した改修工事費のうち、市内業者に発注したもの。（地方消費税及び消費税を除く）
【工事費】：内外装工事（床、天井、外壁等）、給排水設備工事（トイレ含む）
冷暖房・空調工事（エアコン含む）、電気工事（配線等）

注意：補助金の交付決定前に、工事着手（契約）をした場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

◆事業開始の流れ

- ①どんな店舗を開設したいか窓口で相談。
- ②事業計画書を作成する。（開設場所、事業内容、資金など）
- ③市指定の経営相談の専門家から、事業計画の妥当性に関する診断を受け、「可」の判断を得る。
※複数年に亘り継続的な経営を行う具体的な事業計画であるかどうかを診断します。
※「可」の判断を受けるまで、事業計画を再検討していただくことがあります。
- ④関係書類を揃え、市に補助金交付申請する。
- ⑤市から補助金の交付決定を受ける。
- ⑥事業を実施（改修工事契約、工事着手）する。
※交付決定前に実施したものは対象外となりますので、ご注意ください。
- ⑦事業完了後、関係書類を揃え実績報告書を市に提出する。
- ⑧市から補助金が交付される。

※事業完了後には、別途、実績報告書を提出していただきます。

☆活用のポイント☆

- その1 余裕をもって相談しましょう！ *相談から交付決定まで最低1ヶ月程度かかります。
- その2 書類づくりはパソコン活用を！ *手書きの場合、事業計画等の修正や再作成など大変です。
- その3 開設時期は慎重に！ *年度単位ですので、4月開設の場合活用できない可能性があります。